

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成21年3月12日(2009.3.12)

【公表番号】特表2008-538018(P2008-538018A)

【公表日】平成20年10月2日(2008.10.2)

【年通号数】公開・登録公報2008-039

【出願番号】特願2007-552304(P2007-552304)

【国際特許分類】

G 06 Q 50/00 (2006.01)

H 04 L 9/32 (2006.01)

【F I】

G 06 F 17/60 1 4 0

H 04 L 9/00 6 7 5 A

H 04 L 9/00 6 7 5 D

【手続補正書】

【提出日】平成21年1月19日(2009.1.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

検証識別子に関連付けられた製品の真正性を検証する方法であって、

前記製品の前記真正性を検証する試みに関連して前記検証センタに情報を自動的に伝え
ること、

前記製品が本物か否かを示す前記検証センタからの応答を自動的に受信すること、
を備える、方法。

【請求項2】

前記識別子が、電話、インターネット、コンピュータ、無線、セルラ電話、V O I P または
その組合せを介して前記検証センタに伝えられる、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記識別子が本物であり、且つ前記製品が本物かどうかを示す前記検証センタからの応答
を以前に受信している場合は、前記製品が偽造である可能性があることを示す第2の応答
を前記検証センタから受信することすることをさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記識別子を前記検証センタに伝えることを自動的に指示するステップを更に含む、請求
項1に記載の方法。

【請求項5】

コンピュータのメモリに識別子のデータベースを維持すること、

前記識別子が前記検証センタに伝えられたことに応答して、前記コンピュータメモリに
アクセスして前記データベースを検証し、前記一意の識別子が本物か否か判断すること
をさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記識別子が伝えられたことを示す記録を前記データベース内に記録することをさらに含
む、請求項5に記載の方法。

【請求項7】

前記自動的に伝えられた情報は、A N I 情報を含む、請求項1に記載の方法。

【請求項 8】

前記方法は、ユーザによる事前登録を必要としない、請求項 1 に記載の方法。